

富山県ファスナー加工業 最低工賃改正のお知らせ

本年2月22日付けで、富山地方労働審議会長から富山労働局長に「富山県ファスナー加工業最低工賃の改正について」の諮問に対する答申がなされました。同審議会は、令和5年1月23日富山労働局長からの諮問を受けて専門部会を設置し、調査審議を重ねた結果、以下のとおり改正する結論に至りました。

工 程	規 格			金 額
	種 類	務歯サイズ	長 さ	
検査包装	CF(コイルファスナー)止め製品	2CF 3CF 45CF 5CF	30cm以下	100本につき 57円

効力発生の日 5月上旬の予定

◆ 詳しくは、富山労働局労働基準部賃金室（☎ 076-432-2735）にお問合せください。